

ニュース断片

フランスの1970年度

財政法案その他

毎年、年度末に国会に上提される新年度の財政法案のほか、国会で審議中の社会保障関係の法案のなかから、主なものを2,3とりあげてみることにする。

1. 1970年度財政法案

1970年度財政法案には、とくに社会保障に限定されるような新しい計画は盛られていないが、政府が予算計上している社会福祉関係の項目のなかに、経済成長からとり残される人々を救済しようという配慮が読みとれる。その主なものを紹介すると次のようなものである。

(a) 高齢者および身体障害者に対する扶助

高齢者と身体障害者の最低所得水準を1969

年10月から2,600フランを2,700フランに引上げ、さらに1970年1月には2,900フランに、10月には3,000フラン(約218,760円)に引上げる。これを対1969年の上昇率でみると、1970年全体では11.4%のアップとなる。

(b) 身体障害者のための新事業

1970年度予算では、廃疾の原因となる疾病の予防、身体障害児のための施設と教育、職業訓練などのための施策を行なうために9,900万フランの補助金が計上されている。これらの施策のうちには、身障者教育にあたる専門職員の教育機関の建設、医療と教育を行なうことのできる施設、医療と職業教育を行なうことのできる施設、身障者用工場などへの収容人員をふやすことが含まれている。

(c) 家族手当

1969年には家族手当に関する多くの改訂が行なわれた。すなわち、2月から家族手当は全体で4.5%増額されたほか、第3子と第4子に対する児童手当等は、3月から33%から35%に引上げられた。1人または2人の子(そのうち1人は2歳未満であること)と配偶者に対する扶養手当(単一賃金手当)の率も20%または40%から50%に引上げられた。

11月からは、3人以上の子を扶養し所得税ゼロの者について、100フランの特別手当が支給され、第4子からは1人につき30フランが増額されることになった。

1970年度の予算は、8月から前年と同様、家族手当を全体で4.5%増額することを予定している。政府は、1970年度で、全国家族手当金庫に対し、約41,200万フランの赤字補填を行なうことになろうと考えている。

(d) 農民のための福祉事業

農業関係予算では、その財源の40%以上を福祉関係事業にあてることが認められている。1970年度の農民に対する福祉事業は、72億1,800万フランに達し、1969年度に比べて

10%以上の増である。その内訳は、大きく分けて次の3つから成っている。

- 目的税、国民連帯基金および一般予算によって負担される農業福祉支出は、約8%、すなわち4億6,600万フランの増で、63億5,400万フランとなる
- 農業構造改革のための福祉事業基金からの受入れは、5億3,000万フラン（1969年に比べて56%の増）となる
- 山村部活動基金からの補助金は、3,800万フラン（1969年に比べて3.5%の増）となる

(e) 住 宅

1970年度に国庫補助によって建設される住宅は375,000戸にのぼる。これは第5次5カ年計画で予定していた数よりはるかに多い。公団住宅（H. L. M.）においても減額家賃などの住宅の増はかなりの数が予想されている。

(f) 戦傷病者

戦傷病者に関する予算は、1969年に比べて3.8%の増で、65億7,000万フランとなる。

2. 老齢年金支給開始年齢の引下げ

現行の社会保障法は、老齢年金の受給年齢を60歳と定め、被保険者期間が30年以上の場合には、基準報酬年額の20%のほかに60歳をこえる1年につき4%の加算をきめている。現実には、大多数の被保険者は65歳で退職して年金を請求するから、基準報酬年額の40%の、いわゆる完全年金の支給を受けることになる。ところが、改正案は、この完全年金の受給年齢を65歳から60歳に引下げを提案している。というのは、現代生活においては、とくに精神的緊張の連続であり、その結果被保険者は、身心ともに老化を早められているからである。

しかし、この65歳を60歳に引下げることによって、当然社会保障財政には大きな負担となろうから、段階的に引下げてゆく。すなわち、1978年1月までに、男子63歳、女子62歳に、1975年1月からは男子62歳、女子61歳に、さらに、1977年1月に、男子61歳、女子60歳に引下げ、1978年1月からは男女とも60歳で完全年金を受給できるようになる。

また、被保険者期間30年以上の被保険者については、30年をこえる1年につき基準報酬

年額の0.75%を加算する。しかし、この年数加算は、1978年から報酬年額の60%を上限とする。また、何人もの子供を育てた働く女性については、男子に比べて2重の労働をしているという理由から、3人から5人までの子供を育てた者は1年、6人以上の子を育てた場合は2年だけ年金開始年齢を繰上げる。

戦時中強制収容所等に収容されていた者についても、捕虜の期間1年につき6カ月づつ完全年金支給開始年齢を繰上げる。

3. 製薬産業の国有化

これは、共産党系議員団の提案によるもので、製薬産業において、生産および技術の双方に外国資本、とりわけ米国資本の浸透が著しく、国の保健政策を危機に陥れかねないという理由から、製薬産業を国有化して「フランス化学会社」という国営の会社を創設し、薬品の製造、販売および研究を行なうというものである。

Actualité Parlementaire, Revue de la Sécurité Sociale, Octobre 1969.

（藤井良治 厚生省）